

消費税法改正のお知らせ

平成 23 年 9 月
税 務 署

平成 23 年 6 月に消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

改
正
の
ポ
イ
ン
ト

1 事業者免税点制度の適用要件が見直されました。

当課税期間の前年の 1 月 1 日（法人の場合は前事業年度開始の日）から 6 か月間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合、当課税期間においては課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

【適用開始時期】平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する年又は事業年度から適用されます。

※ 6 か月間の判定期間（「特定期間」といいます。）は平成 24 年 1 月 1 日から始まります。

2 仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」の適用要件が見直されました。

当課税期間の課税売上高が 5 億円を超える場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により仕入控除税額の計算を行うこととされました。

【適用開始時期】平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。

3 還付申告書への「消費税の還付申告に関する明細書」の添付が義務化されました。

【適用開始時期】平成 24 年 4 月 1 日以後に提出する還付申告書から適用されます。

1 事業者免税点制度の適用要件の見直し

制度の概要

これまでの事業者免税点制度（法9①）

①H23. 1. 1~H23. 12. 31	②H24. 1. 1~H24. 12. 31	③H25. 1. 1~H25. 12. 31	④H26. 1. 1~H26. 12. 31
課税売上高 900 万円	課税売上高 2,500 万円		
		免税事業者	課税事業者

○ 基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超えると課税事業者となります。

※ 基準期間とは、原則として個人事業者はその年の前々年、法人はその事業年度の前々事業年度をいいます。

これまでの要件に加え、次の要件が追加されました（法9の2）

①H23. 1. 1~H23. 12. 31	②H24. 1. 1~H24. 12. 31	③H25. 1. 1~H25. 12. 31	④H26. 1. 1~H26. 12. 31
課税売上高 900 万円	【特定期間】 1,300 万円 1,200 万円		
	課税売上高 2,500 万円	課税事業者	課税事業者

○ ②の課税期間の 6 か月間（特定期間）の課税売上高が 1,000 万円を超えると、③の課税期間においては課税事業者となります。

なお、課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額の合計額を用いて判定することもできます。

課税事業者判定フローチャート

はい

① 当課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000万円を超えていますか。

いいえ

はい

② 消費税課税事業者選択届出書を提出していますか。

いいえ

はい

特定期間^{※1}の課税売上高が 1,000万円を超えていますか。^(注)

③ (注) 課税売上高に代えて、特定期間の給与等支払額^{※2}により判定することもできます。

※いずれの基準で判断するかは納税者の任意です。

【ポイント】③特定期間の課税売上高の判定について

- ・ 課税売上高が 1,000万円を超えていても、給与等支払額が 1,000万円を超えていなければ給与等支払額により免税事業者と判定することができます。
- ・ 課税売上高に代えて給与等支払額で判定することができることとされていますので、必ず両方の要件で判定を行う必要はなく、例えば特定期間の課税売上高の集計を省略し、給与等支払額の基準のみで判定しても差し支えありません。

いいえ

はい

④ 相続・合併・分割等の納税義務の免除の特例
又は新設法人の納税義務の免除の特例により課税事業者となりますか^{※3}。

いいえ

当課税期間において
課税事業者となります。

当課税期間において
免税事業者となります。

※1 特定期間とは次の期間をいいます。

個人事業者の場合・・・その年の前年の1月1日から6月30日までの期間

法人の場合・・・原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間

※ 前事業年度が1年でない場合などの特定期間については、上記の特定期間と異なります。詳しくは、次ページの「特定期間の具体的な事例について」をご覧ください。

※2 給与等支払額とは、特定期間中に支払った所得税の課税対象とされる給与、賞与等の合計額です（未払給与等は対象となりません）。支払明細書の控えや源泉徴収簿から所得税の課税対象とされるものを合計して算出してください。

※3 法第10条から第12条の2第2項までの各規定により課税事業者となる場合をいいます。

※4 特定期間の課税売上高（又は給与等支払額）の判定により課税事業者となる場合は、「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を速やかに所轄の税務署長に提出してください。

適用開始時期

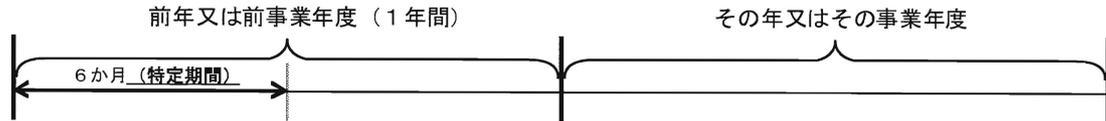
この改正は、平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度から適用されます。

したがって、特定期間（新たな要件による判定期間）は、個人事業者及び事業年度が1年の12月決算法人の場合、平成24年1月1日から6月30日となります。

特定期間の具体的な事例について

○個人事業者や事業年度が1年である法人の特定期間は次のとおりです。

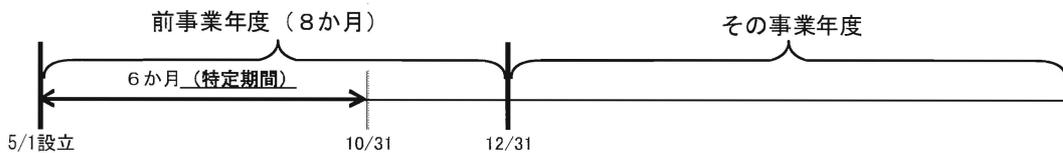
1 個人事業者及び事業年度が1年の法人



※ 個人事業者の特定期間は1月1日から6月30日ですので、例えば、事業を行っていない個人の方が、3月1日に開業した場合には、3月1日から6月30日までの課税売上高（又は給与等支払額）で判定することとなります（7月1日から12月31日までに開業した場合には、特定期間の課税売上高（又は給与等支払額）がないため判定不要です）。

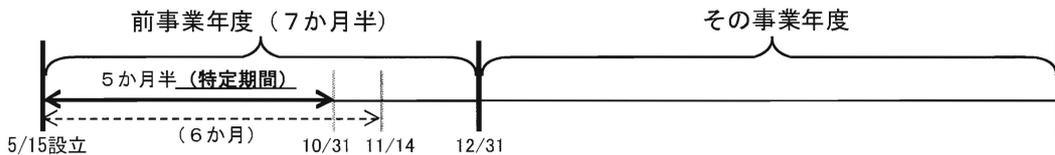
○新たに設立した法人（前事業年度が1年でない法人）の特定期間は、例えば次のようになります。

2 設立1期目が8か月以上の場合【特定期間あり】（法9の2④二）



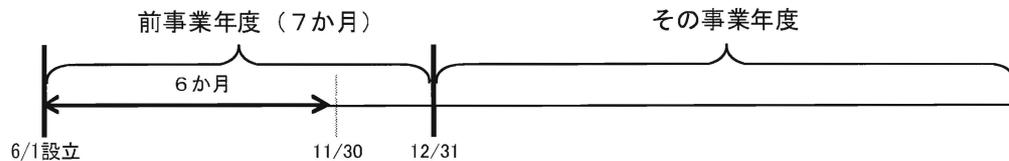
3 設立1期目が8か月未満の場合

月の途中で設立した法人で前事業年度（7か月半）の決算期末が月の末日の場合【特定期間あり】
（法9の2④二、⑤、令20の6①一）



※ 設立日から6か月後は11月14日となりますが、前事業年度の決算期末が月末であるため、6か月後（11月14日）の前月の末日である10月31日が特定期間の末日となります。したがって、前事業年度の5月15日から10月31日までが特定期間となり、その期間の課税売上高（又は給与等支払額）で判定することとなります。

設立1期目が7か月の場合【特定期間なし】（法9の2④三）



※1 法人設立日から前事業年度終了日までに6か月の期間がありますが、前事業年度は7か月以下であるためその期間は特定期間に該当しません。したがって、前事業年度の課税売上高による判定の必要はありません。

※2 特定期間がなく課税事業者とならない場合であっても、事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人（法第12条の2第1項に規定する新設法人）は課税事業者に該当することとなります。

※ 上記の事例以外にも、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等については、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより、特定期間が異なる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）掲載の「消費税法第9条の2事業者免税点の判定について」をご覧ください。

消費税法第9条の2 事業者免税点の判定について

平成23年9月

～新たに設立した法人等の特定期間～

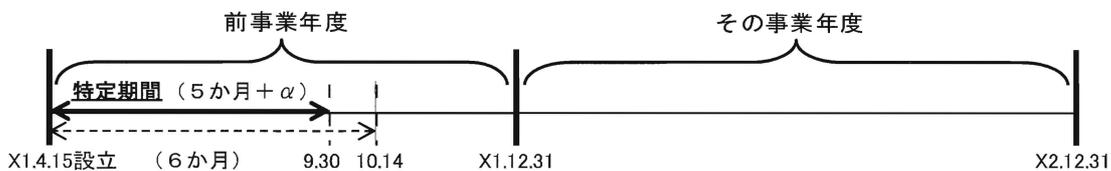
税務署

平成23年6月に消費税法の一部が改正され、当課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、当課税期間においては課税事業者となることとされました（課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。）。

特定期間は、原則として、前事業年度の開始の日以後6か月の期間となりますが、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。そのような場合における特定期間については、このリーフレットの具体的な事例をご参照ください。

※ 特定期間や給与等支払額の説明などの改正の概要については、「消費税法改正のお知らせ（平成23年9月）」をご覧ください。【国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）】

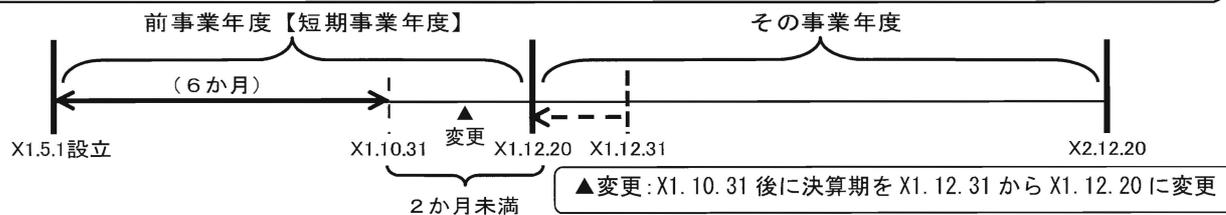
【事例1】前事業年度終了の日は月末であるが、月の途中で設立したため前事業年度開始の日以後6か月の期間の末日が月末でない場合



特定期間は、原則として、前事業年度開始の日以後6か月の期間となりますが、6か月の期間の末日が月末でない場合で前事業年度終了の日が月末である場合は、その期間の末日の前月の末日までの期間を特定期間とする特例があります（令20の6①一）。

事例では、設立日から6か月の期間の末日は月末ではありません（X1年10月14日）。また、前事業年度終了の日は月末となっています（X1年12月31日）。この場合、6か月の期間の末日（X1年10月14日）の前月の末日であるX1年9月30日が特定期間の末日となります。したがって、前事業年度の法人の設立日であるX1年4月15日から9月30日までが特定期間となり、その事業年度における納税義務の判定は、その特定期間の課税売上高（又は給与等支払額）により行うこととなります。

【事例2】新たに設立した法人で事後に決算期変更を行ったため前事業年度が短期事業年度（※）に該当する場合



決算期変更を行った場合には、決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。

事例では、6か月の期間の末日（X1年10月31日）後に決算期変更（12月31日→12月20日）を行っていますので（令20の6①一かっこ書）、X1年5月1日から10月31日までが6か月の期間となります。この場合、6か月の期間の末日の翌日（11月1日）から前事業年度終了の日（12月20日）までの期間が2か月未滿となるため、前事業年度は短期事業年度（※）となります（令20の5①二）。

(注)1 6か月の期間内に決算期変更を行った場合には、X1年5月1日から6か月の期間の末日（10月31日）の直前の終了応当日^(注2)である10月20日までが6か月の期間とみなされ（令20の6①二）、その翌日（10月21日）から前事業年度終了の日（12月20日）までの期間が2か月となるため、5月1日から10月20日までの期間が特定期間（5か月+20日）となります（短期事業年度には該当しません。）。

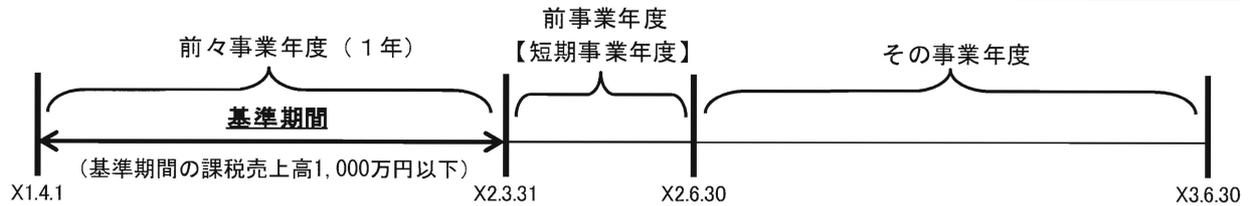
2 終了応当日とは、前事業年度（又は前々事業年度）終了の日に対応する前事業年度（又は前々事業年度）の各月の日をいいます（事例では、前事業年度の各月の20日をいいます。）。

※ 短期事業年度とは、次のいずれかに該当する前事業年度をいいます（令20の5①）。なお、短期事業年度となる前事業年度は特定期間とはなりません（前々事業年度がある場合には、その前々事業年度が特定期間となるかどうかを判定することとなります。）。

(1) 前事業年度が7か月以下である場合

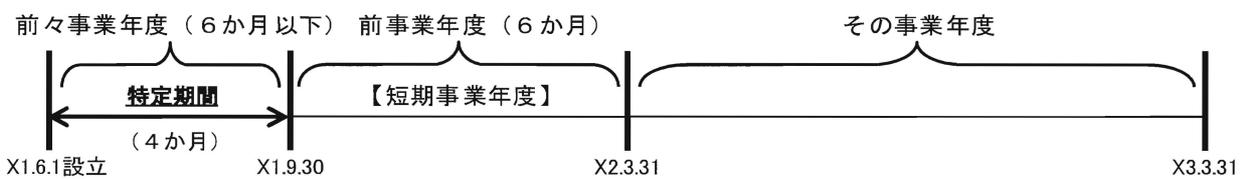
(2) 前事業年度が7か月を超え8か月未滿の場合であって、前事業年度開始の日以後6か月の期間の末日の翌日から前事業年度終了の日までの期間が2か月未滿の場合

【事例3】 決算期変更を行ったため前事業年度が短期事業年度となる場合で、前々事業年度が基準期間となる場合



前事業年度が短期事業年度となる法人で前々事業年度がある場合は、原則として、特定期間は前々事業年度開始の日以後6か月の期間となります。ただし、前々事業年度が、その事業年度の基準期間となる場合は特定期間とはなりません(令20の5②一)。なお、事例では、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であることから、その事業年度は免税事業者となります(法9①)。

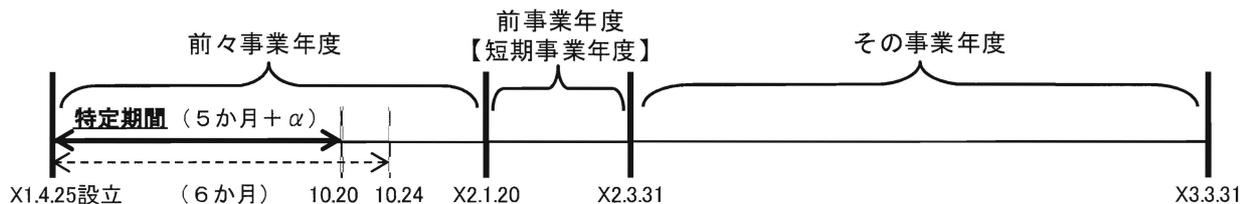
【事例4】 決算期変更を行ったため前事業年度が短期事業年度となる場合で、前々事業年度が6か月以下の場合



前事業年度が短期事業年度となる法人で前々事業年度がある場合は^(注)、原則として、特定期間は前々事業年度開始の日以後6か月の期間となります。ただし、前々事業年度が6か月以下の場合は、前々事業年度開始の日から終了の日までの期間が特定期間となります(法9の2④三かっこ書)。したがって、事例では、X1年6月1日から9月30日までが特定期間となり、その事業年度の納税義務の判定は、その特定期間の課税売上高(又は給与等支払額)により行うこととなります。この場合、6か月分の金額に換算する必要はありません。

(注)前々事業年度が6か月以下の場合で前事業年度が2か月未満である場合は、その前々事業年度は特定期間とはなりません(令20の5②三)。

【事例5】 決算期変更を行ったため前事業年度が短期事業年度となる場合で、前々事業年度開始の日以後6か月の期間の末日が月末でない場合



前事業年度が短期事業年度となる法人で前々事業年度がある場合は^(注2)、原則として、特定期間は前々事業年度開始の日以後6か月の期間となります。ただし、6か月の期間の末日が月末でない場合で前々事業年度終了の日が月末でなく、6か月の期間の末日がその前々事業年度の終了当日^(注1)でない場合は、その期間の末日の直前の終了当日を特定期間の末日とする特例があります(令20の6②二)。

事例では、設立日から6か月の期間の末日が月末ではありません(X1年10月24日)。また、前々事業年度終了の日は1月20日であるため、6か月後(X1年10月24日)の直前の終了当日であるX1年10月20日が特定期間の末日となります。したがって、前々事業年度の法人の設立日であるX1年4月25日から10月20日までが特定期間となり、その事業年度の納税義務の判定は、その特定期間の課税売上高(又は給与等支払額)により行うこととなります。

(注)1 終了当日とは、前々事業年度(又は前事業年度)終了の日に対応する前々事業年度(又は前事業年度)の各月の日をいいます(事例では、前々事業年度の各月の20日をいいます)。

2 ①前々事業年度がその事業年度の基準期間に含まれる場合、②前々事業年度開始の日以後6か月の期間の末日の翌日から前事業年度終了の日までが2か月未満である場合、③前々事業年度が6か月以下の場合で前事業年度が2か月未満である場合は、その前々事業年度は特定期間とはなりません(令20の5②)。

《略語》

法…平成23年度改正後の消費税法
 令…平成23年度改正後の消費税法施行令
 規…平成23年度改正後の消費税法施行規則

ご質問・ご不明な点がございましたら、
 最寄りの税務署にお問い合わせください。